

京都市都市計画関係手数料条例の一部を改正する条例（平成19年3月27日京都市条例第41号）（都市計画局建築指導部審査課）

建築物の安全性の確保を図るための建築基準法等の一部を改正する法律（平成18年法律第92号）の施行により建築基準法の一部が改正されること等に伴い、次のとおり必要な措置を講じることとしました。

1 建築基準法（以下「法」といいます。）の規定に基づく事務のうち、建築確認の申請に対する審査に係る手数料に、構造計算適合性判定が必要な場合にあっては、次に掲げる手数料を加算することとします。

(1) 国土交通大臣が定めた方法による構造計算によって建築物の安全性を確かめる場合

区 分	手数料（構造計算適合性判定が必要な1の建築物につき）
床面積が200平方メートル以下の建築物	117,100 円
床面積が200平方メートルを超え500平方メートル以下の建築物	140,000
床面積が500平方メートルを超え1,000平方メートル以下の建築物	162,800
床面積が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以下の建築物	185,700
床面積が2,000平方メートルを超え10,000平方メートル以下の建築物	221,900

床面積が10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以下の建築物	294,700
床面積が50,000平方メートルを超える建築物	541,300

(2) 国土交通大臣の認定を受けたプログラムによる構造計算によって建築物の安全性を確かめる場合

区 分	手数料（構造計算適合性判定が必要な1の建築物につき）
床面積が200平方メートル以下のもの	88,700 円
床面積が200平方メートルを超え500平方メートル以下のもの	100,100
床面積が500平方メートルを超え1,000平方メートル以下のもの	111,600
床面積が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以下のもの	123,000
床面積が2,000平方メートルを超え10,000平方メートル以下のもの	139,600
床面積が10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以下のもの	176,000
床面積が50,000平方メートルを超えるもの	297,600

2 国、都道府県又は建築主事を置く市町村（以下「国等」といいます。）の建築物、建築設備又は工作物に係る通知に基づき行う審査又は検査に係る手数料は、

国等以外の建築物，建築設備又は工作物に係る確認，完了検査又は中間検査の申請に対する審査又は検査に係る手数料と同額とします。

- 3 高齢者，障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第17条第4項の規定に基づく申出があったものであって，構造計算適合性判定が必要な場合の同条第1項の規定に基づく特定建築物の建築等及び維持保全の認定の申請に係る手数料は，1(1)及び(2)に掲げる額とします。

この条例は，建築物の安全性の確保を図るための建築基準法等の一部を改正する法律（平成18年法律第92号）の施行の日から施行することとしました。

京都市都市計画関係手数料条例の一部を改正する条例を公布する。

平成19年3月27日

京都市長 榊 本 頼 兼

京都市条例第41号

京都市都市計画関係手数料条例の一部を改正する条例

京都市都市計画関係手数料条例の一部を次のように改正する。

第7条を第8条とし、第6条を第7条とし、第5条を第6条とする。

第4条本文中「前3条」を「前4条」に改め、同条を第5条とする。

第3条の次に次の1条を加える。

(高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づく事務に係る手数料の徴収)

第4条 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(別表第4において「法」という。)の規定に基づく事務について、同表に掲げる手数料を徴収する。

別表第1(1)の項中「(法)」を「又は第18条第2項(それぞれ法)」に改め、「審査」の右に「又は建築物の計画の通知に基づき行う審査」を加え、「建築基準法施行規則第11条の3の規定に基づくフレキシブルディスクによる申請」を「市長が定める磁気ディスク等による申請又は通知」に、「フレキシブルディスク申請」を「特定申請等」に改め、同表(2)の項中「準用する法第6条第1項」を「それぞれ準用する法第6条第1項又は第18条第2項」に、「又は工作物」を「若しくは工作物」に改め、「審査」の右に「又は建築設備若しくは工作物に係る計画の通知に基づき行う審査」を加え、「フレキシブルディスク申請」を「特定申請等」に改め、同表(3)の項中「第7条第1項」の右に「又は第18条第14項」を加え、「審査」を「検査又は建築物に係る通知に基づき行う検査」に改め、同表(4)の項中「準用する法第7条第1項」を「それぞれ準用する法第7条第1項又は第18条第14項」に、「又は工作物」を「若し

くは工作物」に、「審査」を「検査又は建築設備若しくは工作物に係る通知に基づき行う検査」に改め、同表(5)の項中「第7条第1項」の右に「又は第18条第14項」を加え、「審査」を「検査又は建築物に係る通知に基づき行う検査」に改め、同表(6)の項中「第7条の3第2項本文」の右に「又は第18条第17項」を加え、「審査」を「検査又は建築物に係る通知に基づき行う検査」に改め、同表備考2(2)中「確認」を「確認済証（法第6条第4項又は第18条第3項に規定する確認済証をいう。以下同じ。）の交付」に改め、同備考2(4)中「確認」を「確認済証の交付」に改め、同備考3中「の申請」を「にかかわらず、同項の申請又は通知に係る建築物の計画の審査」に改め、「申請」の右に「又は通知」を加え、同備考中8を9とし、7を8とし、6を7とし、同備考5中「確認」を「確認済証の交付」に、「フレキシブルディスク申請」を「特定申請等」に改め、同備考5を同備考6とし、同備考4中「の申請」を「にかかわらず、同項の申請又は通知に係る建築物の計画の審査」に改め、同備考4を同備考5とし、同備考3の次に次のように加える。

4 (1)の項にかかわらず、同項の申請又は通知に係る建築物の計画の申請において、構造計算適合性判定（法第6条第5項に規定する構造計算適合性判定をいう。以下同じ。）が必要な場合の手数料は、(1)の項に掲げる建築物の区分に応じ、同項に掲げる額に次に掲げる額を加算した額とする。

(1) 法第20条第2号イ又は同条第3号イに規定する国土交通大臣が定めた方法による構造計算によって確かめられる安全性を有する建築物（2以上の部分がエキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法のみで接している建築物にあっては、当該建築物の部分は、それぞれ別の建築物とみなす。アからキまで及び(2)の建築物において同じ。）の場合 構造計算適合性判定が必要な1の建築物ごとに次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に掲げる額

ア 建築物の床面積（確認済証の交付を受けた建築物の計画を変更して建築物を建築し、その大規模の修繕若しくは大規模の模様替えをし、又はその用途の変更をする場合にあっては、当該建築物の床面積（増加する部分がある場合は、当該部分の床面積に2を乗じて得たものに、増加する部分以外の部分の床面積を加えたもの）に2分の1を乗じて得た面積とする。イからキまで及び(2)の建築物の床面積において同じ。）が200平方メートル以下のもの 117,100円

イ 建築物の床面積が200平方メートルを超え500平方メートル以下のもの 140,000円

ウ 建築物の床面積が500平方メートルを超え1,000平方メートル以下のもの 162,800円

エ 建築物の床面積が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以下のもの 185,700円

オ 建築物の床面積が2,000平方メートルを超え10,000平方メートル以下のもの 221,900円

カ 建築物の床面積が10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以下のもの 294,700円

キ 建築物の床面積が50,000平方メートルを超えるもの 541,300円

(2) 法第20条第2号イ又は同条第3号イに規定するプログラムによる構造計算によって確かめられる安全性を有する建築物の場合 構造計算適合性判定を求める1の建築物ごとに次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に掲げる額

ア 建築物の床面積が200平方メートル以下のもの 88,700円

イ 建築物の床面積が200平方メートルを超え500平方メートル以下の

- もの 100, 100円
- ウ 建築物の床面積が500平方メートルを超え1, 000平方メートル以下のもの 111, 600円
- エ 建築物の床面積が1, 000平方メートルを超え2, 000平方メートル以下のもの 123, 000円
- オ 建築物の床面積が2, 000平方メートルを超え10, 000平方メートル以下のもの 139, 600円
- カ 建築物の床面積が10, 000平方メートルを超え50, 000平方メートル以下のもの 176, 000円
- キ 建築物の床面積が50, 000平方メートルを超えるもの 297, 600円

別表第3の次に次の1表を加える。

別表第4 (第4条関係)

種 別	区 分		手数料(構造計算適合性判定が必要な1の建築物につき)
法第17条第1項の規定に基づく特定建築物の建築等及び維持保全の計画の認定の申請に対す	建築基準法第20条第2号イ又は同条第3号イ	床面積が200平方メートル以下のもの	円 117, 100
		床面積が200平方メートルを超え500平方メートル以下のもの	140, 000
		床面積が500平方メートルを超え1, 000平方メートル以下のもの	162, 800

<p>る審査（当該認定の申請に併せて、同条第4項の規定に基づく申出があったものであって、構造計算適合性判定が必要なものに限る。）</p>	に規定する国土	トル以下のもの	
	交通大臣が定め	床面積が1,000平方メ	
	た方法による構	トルを超え2,000平方メ	185,700
	造計算によって	ートル以下のもの	
	確かめられる安	床面積が2,000平方メ	
	全性を有する建	トルを超え10,000平方	221,900
	築物	メートル以下のもの	
		床面積が10,000平方メ	
		ートルを超え50,000平	294,700
		方メートル以下のもの	
	床面積が50,000平方メ		
	ートルを超えるもの	541,300	
	床面積が200平方メート		
	ル以下のもの	88,700	
	床面積が200平方メート		
	ルを超え500平方メート	100,100	
	ル以下のもの		
建築基準法第2	床面積が500平方メート		
0条第2号イ又	ルを超え1,000平方メ	111,600	
は同条第3号イ	トル以下のもの		
に規定するプロ	床面積が1,000平方メ		
グラムによる構	トルを超え2,000平方メ	123,000	
造計算によって	ートル以下のもの		
確かめられる安	床面積が2,000平方メ		

	全性を有する建築物	トルを超え10,000平方メートル以下のもの	139,600
		床面積が10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以下のもの	176,000
		床面積が50,000平方メートルを超えるもの	297,600

備考1 2以上の部分がエキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法のみで接している建築物の当該建築物の部分は、それぞれ別の建築物とみなす。

2 確認済証の交付を受けた建築物の計画を変更して建築物を建築し、その大規模の修繕若しくは大規模の模様替えをし、又はその用途の変更をする場合の床面積は、当該建築物の床面積（増加する部分がある場合は、当該部分の床面積に2を乗じて得たものに、増加する部分以外の部分の床面積を加えたもの）に2分の1を乗じて得た面積とする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、建築物の安全性の確保を図るための建築基準法等の一部を改正する法律（平成18年法律第92号）の施行の日から施行する。

（適用区分）

2 この条例の施行の日前の申請又は通知に係る手数料については、なお従前の例による。

（都市計画局建築指導部審査課）